

制限付一般競争入札(事後審査型)の実施について

次のとおり建設工事に係る制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6の規定により公告する。

那覇市長 知念 寛

1 入札に付する事項

(1) 工事名	真地市営住宅第2期建替工事(解体・2工区)
(2) 契約番号	工事第4号
(3) 業種	建築工事業
(4) 場所	那覇市字真地270-1 他44筆
(5) 工期	令和8年2月2日まで
(6) 落札方式	価格競争落札方式
(7) 概要	
① 目的	真地市営住宅第2期建替工事に伴う既存住棟(7棟)の解体工事
② 規模等	延べ面積 2,539.80㎡
③ 構造形式	鉄筋コンクリート造(5階建)
④ 工種	解体撤去工事(各設備・アスベスト等含む)一式
⑤ 主要資材	鉄筋、コンクリート他
(8) 予定価格	87,840,000円(消費税抜き)
(9) 最低制限価格	予定価格の7/10以上で設定し、開札後公表 ※ 詳しくは、入札公告等ファイル「要綱等」中の「那覇市建設工事等に係る最低制限価格設定基準要綱」を参照
(10) 債務負担行為	非該当
(11) 適用する労務単価	令和7年3月 労務単価
(12) 本工事に係る設計業務等の受注者	有限会社 明和設計
(13) その他	本工事は、月単位の週休2日の取組を推進するための対象工事である。詳細は、現場説明書参照のこと。

2 入札参加資格要件

入札公告日から開札日まで(各要件ごとに基準日が定められている場合は、当該定められた基準日)の間、次に定める資格を全て満たすこと。

(1)	地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
(2)	那覇市建設工事指名業者選定委員会要綱第14条に規定する指名停止の措置を受けていない者であること。
(3)	開札日において建築の有効な経営規模等評価結果通知書(経営事項審査)を受けている者であること。
(4)	会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てをしていない者であること。(会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てをしている者であっても、当該手続開始の決定後、経営事項審査を受け本市に競争入札参加資格審査願を再度提出し、審査を経て有資格者として認定され資格者名簿に登録された者で、更生計画認可が決定された者又は再生計画認可の決定が確定された者を除く。)
(5)	経営状況が著しく不健全であると市長が認める者に該当しない者であること。 (公告日の3か月前から開札日までの間に不渡り等を生じていない者であること。(4)に該当するものを除く。)

(6)	警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等及びこれに準じるものとして公共工事からの排除の要請があり、当該状態が継続しているなど受注者として不適当であると市長が認める者に該当しない者であること。(下請業者も同様とする。)
(7)	那覇市建設工事等競争入札参加者の資格等に関する規程第6条に規定する資格者名簿に建築工事業者として登録されている者であること。
(8)	開札日を基準日とし過去1年間に、那覇市工事成績評定要領第8条に規定する工事成績評定通知で、建築工事の評定点が60点未満でない者であること。 ※上記期間中に工事成績評定を受けていない者は、(8)の入札参加資格を満たしているものとする。
(9)	令和7・8年度の建築の格付が、B等級(ランク)の者であること。 ※業者格付については、「審査合格通知書」、那覇市ホームページの「令和7・8年度 登録業者一覧」でご確認ください。
(10)	<p>入札に参加しようとする者の間に、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。 なお、以下の関係がある場合に、辞退する者を決めるために当事者間で連絡を取ることは、那覇市工事請負等制限付一般競争入札心得第4条第2項の規定に抵触するものではない。</p> <p>ア 資本関係 次のいずれかに該当する二者の場合 (ア) 子会社等(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。)と親会社等(同法同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。)の関係にある場合 (イ) 親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合</p> <p>イ 人的関係 次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社等(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の一方が民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社(会社更生法(平成14年法律第154号)第2条第7項に規定する更生会社をいう。)である場合を除く。 (ア) 一方の会社等の役員(会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち次に掲げる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合 1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。 (i) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役 (ii) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役 (iii) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役 (iv) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役 2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役 3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。)の社員(同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。) 4) 組合の理事 5) その他業務を執行する者であつて、1)から4)までに掲げる者に準ずる者 (イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人(以下「管財人」という。)を現に兼ねている場合 (ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合</p> <p>ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合 組合(共同企業体を含む。)とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合</p>
(11)	<p>原則として、上記1-(12)に表示する設計業務等の受注者(受注者が設計共同体の場合においては、当該設計共同体の各構成員をいう。以下同じ。)又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。 なお、「当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、次のアからウのいずれかに該当する者である。</p> <p>ア 資本関係 設計業務等の受注者と建設業者の関係が、以下のいずれかに該当する場合 (ア) 子会社等と親会社等の関係にある場合 (イ) 親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合</p> <p>イ 人的関係 設計業務等の受注者と建設業者の関係が、以下のいずれかに該当する場合。ただし、(ア)については、会社等の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社(会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。)である場合は除く。 (ア) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合 (イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合 (ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合</p> <p>ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合 設計業務等の受注者と建設業者の関係が、組合(共同企業体及び設計共同体を含む。)とその構成員の関係にある場合その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合</p>

(12)	<p>① 現場代理人は、工事現場に常駐で配置できること。</p> <p>② 主任技術者は、次のいずれかの資格を有するものを開札日において配置できること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一級建築士 ・二級建築士 ・1級建築施工管理技士 ・2級建築施工管理技士(建築に限る) <p>ア 主任技術者は、請負金額が4,500万円(建築一式工事の場合は9,000万円)以上となる場合は、<u>専任</u>で配置できること。</p> <p>イ 下請契約金額の合計額が5,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)以上になる場合は、主任技術者に代えて建設業法による資格を有する監理技術者を専任で配置できること。</p> <p>③ 現場代理人は、主任技術者(監理技術者)を兼ねることができる。</p> <p>④ 現場代理人及び主任技術者(監理技術者)は、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。恒常的な雇用関係とは、開札日以前に3か月以上の継続した雇用関係にあることをいう。</p>
(13)	<p>開札日において建築工事業の有効な特定建設業許可を受けている者であること。</p> <p>※下請契約金額の合計が5,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)以上になる場合は、特定建設業の許可を受けていること。</p>
(14)	那覇市に本店が有る者であること。
(15)	入札日において電子入札登録業者であること。

3 落札制限 ※次の各項目のうち一つでも該当すれば、落札することができません。

(1)	開札日前30日以内に、那覇市法制契約課又は那覇市上下水道局総務課発注(以下「那覇市発注」という。)の工事を落札した場合は、本案件を落札することはできない。
(2)	<p>複数の工事案件で落札候補者等(落札者が決定していない案件の応札者のうちで、無効又は失格になった者以外のものをいう。)になった場合には、落札件数は1件のみとし、先に開札された案件が優先して落札される(落札案件を選ぶことはできない。)。再度入札が実施される場合の落札制限にかかる開札時間は、当初に予定されていた開札時間とみなす。</p> <p>ただし、本案件よりも先に開札された総合評価案件のうち、落札決定の行われていないものがあつた場合は、当該総合評価案件の落札決定よりも、本案件を優先して落札決定する。この場合、本案件の落札決定者については、落札決定の行われていない総合評価案件の落札候補者等である資格を失うこととする。</p>
(3)	那覇市発注の同業種手持ち工事がある場合は、開札日に出来高が50%以上でなければ、本案件を落札することはできない。ただし、債務負担行為による複数年度にまたがる工事(土木工事及び建築工事を除く。)の初年度以外の工事については、この限りでない。
(4)	<p>同一現場の工事での落札は1件のみとする。〔本案件と同一現場の那覇市発注の手持ち工事(1件の工事で4箇所以上の隣接しない現場を有するものを除く。)がある場合は、本案件を落札することはできない。〕</p> <p>※「同一現場」については入札公告等ファイル3「要綱等」の「よくある質問等-落札制限に関する事」を参照</p>
注)	<p>上記のいずれの場合も、次に掲げるものについては手持ち工事(落札案件)には含まない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 随意契約の方法により契約を締結したもの イ 予定価格(消費税込み)が200万円未満の工事 ウ 公告又は通知に「本案件は、手持ち案件とはみなさない。」と記載されている工事
(5)	他市町村から那覇市に本店を移転した者は、開札日において、移転日以後6か月を経過していないときは、この案件を落札することはできない。
(6)	新規に業者登録した者は、開札日において、登録日以後6か月を経過していないときは、この案件を落札することはできない。

4 設計図書等の閲覧、質問、回答

設計図書等閲覧方法	<p>設計図書等は、入札情報公開システム上で公表する。</p> <p>閲覧に必要なパスワードは電子入札システムの調達案件概要の[条件2]欄に掲載しています。入札公告等ファイルに掲載の「パスワードの確認方法」を参照のうえ設計図書をダウンロードすること。</p>
閲覧期間	<p>閲覧期間： 令和7年6月17日(火) 午前 10時 ～ 令和7年6月24日(火) 午後 5時</p> <p>※ パソコントラブル等により設計図書等がダウンロードできない場合には、上記閲覧期間内に下記担当まで連絡すること。</p> <p>●連絡先： 法制契約課 與那嶺 真導 TEL:951-3253</p>
質問期間及び方法	<p>質問期間： 令和7年6月20日(金) 午前 9時 ～ 令和7年7月1日(火) 午後 5時</p> <p>「質問書」「数量質問書」をFAXで提出すること。(質問がない場合は不要)</p> <p>※ 「質問書」「数量質問書」は 発注図書ファイルよりダウンロードすること。</p> <p>●提出先： 建築工事課 入仲 辰哉 FAX: 951-3228</p>

回答及び方法	<p>回答： 令和7年7月7日(月) 午後 5時までに掲載する。</p> <p>※「質問及び回答」は、質問に対する回答が整い次第、入札情報公開システムの発注図書ファイルにその都度掲載する。</p>
--------	---

5 入札の方法

入札方法	<p>電子入札システムにより入札</p> <p>(操作方法については那覇市公共工事電子入札システムのホームページ上に掲載されている「一般競争マニュアル」を参照)</p>
入札時の添付書類	<p>工事費内訳書(市指定様式)に内訳金額等を記載の上、電子入札システムの入札書を提出する画面で添付すること。</p> <p>※工事費内訳書の様式は、発注図書ファイルの「工事費内訳書」よりダウンロードすること。</p>
入札期間	<p>令和7年7月9日(水) 午前 9時 ~ 令和7年7月10日(木) 午後 2時</p> <p>※ 上記期間内に電子入札システムにより入札(土日、祝日を除く。)</p>
その他注意事項	<p>入札時に有効期限が切れるICカードは使用できない。</p> <p>失効したICカード(実際の代表者、商号が異なるもの)で行った入札は無効となる。</p> <p>※ 電子入札登録業者が、やむを得ない理由により紙入札で参加をする場合には、上記入札期間締切日の午後2時までに法制契約課に電話連絡し、同日午後5時までに(土日、祝日を除く。)[紙入札参加承認願]を提出の上、承認を得なければならない。</p> <p>※ 紙入札業者の提出した入札書に、くじ番号が記載されていない場合には、くじ番号は「001」とする。</p>

6 入札書等の不受理・無効

<p>那覇市工事請負等制限付一般競争入札心得(以下「心得」)第13、14条参照</p> <p>※入札時に、失効したICカード(実際の代表者、商号が異なるもの)で行った入札は、入札参加資格を満たさない者が提出した入札書等とみなし、無効として取り扱う。</p> <p>※市指定様式以外の工事費内訳書を添付した入札は無効となる。</p>

7 開札及び落札の保留

開札日時	令和7年7月11日(金) 午前 10時30分
開札場所	那覇市役所本庁 5階 入札室
再度入札	<ul style="list-style-type: none"> ・予定価格の範囲内で最低制限価格以上の入札がない場合(以下「範囲価格外入札」という。)は、再度入札を行うので開札時間から30分間は再度入札に備えること。 ・再度入札の実施は、当初入札の開札で範囲価格外入札と分かったとき直ちに、当初入札の応札者に再度入札通知を電子入札システムで送付する。 ・再度入札通知を送付後、約10分間の再度入札時間を設ける。 ・再度入札は1回とし、再度入札の通知があった者のみを対象とする。 <p>※再度入札の工事費内訳書は入札参加資格審査申請書と併せて提出すること。</p> <p>※紙入札で参加する場合は、再度入札に備え入札書及び工事費内訳書を2部用意すること。</p>
落札の保留	開札後に入札参加資格審査を行うため、落札を保留とする。

8 資格審査書類の提出(落札候補者のみ提出)

通知方法	落札候補者となった場合には、メール及び電子入札システムで通知する。
提出期限	令和7年7月14日(月) 午後 3時00分
提出方法	電子入札システムで下記の資格審査書類を提出すること。 ただし、指定された場合には、資格審査書類を法制契約課までFAXにて提出すること。

提出書類	(1) 入札参加資格審査申請書
	(2) 最新の経営規模等評価結果通知書(経営事項審査)の写し
	(3) 建設業許可証明書又は建設業の許可について(通知)の写し
	(4) 配置予定技術者
	(5) 配置予定技術者の手持工事の状況
	(6) 企業の手持工事の状況
	(7) 資本・人的関係等のある者の同一入札への参加制限に関する誓約書
	(8) 一般建設業の下請けに関する誓約書(特定建設業許可を受けていない業者のみ)
	※ 工事費内訳書(再度入札による落札候補者のみ)
	※「資格審査書類」の様式は、発注図書ファイル「入札参加資格審査書類」よりダウンロードすること。ただし、資格審査書類一式については、開札後、落札候補者のみが提出し、(8)については、指定された場合に提出するものとする。

9 入札参加資格要件の事後審査及び落札者の決定

<p>開札後、資格審査書類の事後審査により、落札者を決定する。</p> <p>落札者決定予定日 令和7年7月16日(水) 頃</p> <p>※心得 第9、10、11、12条参照</p>

10 入札保証金、契約保証金、支払条件に関する事項

入札保証金	免除する。
契約保証金	契約金額の100分の10以上
前金払	適用する。契約金額の10分の4以内とする。ただし、中間前金払制度適用(請負金額が1,000万円以上かつ工期が120日以上)の場合は、中間前払金は契約金額の10分の2以内とし、前払金の合計額は契約金額の10分の6以内とする。なお、部分払の支払を受けた後は、中間前金払の請求はできない。
部分払	適用しない。

11 誓約書兼同意書の提出に関する事項

<p>那覇市公共工事等に関する暴力団排除措置要綱を平成24年4月1日に施行したことに伴い、下請負契約を締結する全ての下請負業者は、当該下請負契約を直接に発注した相手方に、自身(自社)は暴力団員又は暴力団密接関係者ではない旨の「誓約書兼同意書」の提出が必要となるので、落札者は本案件に関し、下請負契約を締結する際には当該「誓約書兼同意書」を必ず提出させなければならない。また、当該1次下請負業者以下の全ての下請負業者にも同様の対応をするよう指導をしなければならない。</p> <p>※全ての下請負業者には、<u>一人親方、日雇労働者を含む。</u></p> <p>※落札者は、契約締結前までに、「誓約書兼同意書」(元請用)を法制契約課へ提出しなければならない。</p>

12 再資源化

<p>この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事であるため、契約にあたり分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をするための施設の名称及び所在地、再資源化等に要する費用を契約書に記載することから、設計図書に記載された処理方法及び処分場所等を参考に積算した上で入札すること。また、分別解体等の方法を契約書に記載するために、落札者は落札者決定後に発注者と協議を行うこととする。</p>
--

13 その他

那覇市公共工事電子入札システムのホームページ(電子入札システム、入札情報公開システムの入口)

<https://www.city.naha.okinawa.jp/business/touroku/densinyusatu.html>

※入札情報公開システムより「発注情報の検索」で本案件を検索する際には、「発注情報検索」画面で、入札方式の中から「一般競争入札(入札後資格確認型)」を選択し検索ボタンを押すことで、本案件の検索がスムーズにできる。

※電子入札システム及び入札情報公開システムの操作方法については、那覇市公共工事電子入札システムのホームページで公開されている「一般競争マニュアル」「入札情報公開システム操作マニュアル」を参照、もしくは、電子入札統合ヘルプデスクへ問い合わせること。

公告事項の内容に変更がある場合は次のURLに変更公告を掲載するので、入札開始までは常に確認すること。
「制限付一般競争入札(建設工事・建設工事に係る業務委託)」(市HP)

<https://www.city.naha.okinawa.jp/business/touroku/koujinyusatu/keiyaku/koukoku.html>

※台風等により路線バスの運行が停止となった場合、開札の2時間前までにバスの運行が開始されなければ、開札等は延期となる。延期後の日時は、上記那覇市ホームページに掲載する。

その他「工事等入札契約情報」(市HP)は、次のURLに掲載しているので、確認すること。

<https://www.city.naha.okinawa.jp/business/touroku/koujinyusatu/index.html>

提出された関係書類は返却しない。

14 問合せ先

この公告・入札・開札・契約に関すること

那覇市役所 総務部 法制契約課 担当者:與那嶺 真導

TEL: 951-3253

FAX: 894-8974

設計図書の内容に関すること

那覇市役所 まちなみ共創部 建築工事課 担当者:入仲 辰哉

TEL: 951-3227

FAX: 951-3228

電子入札システム及び入札情報公開システムの操作方法に関すること

電子入札統合ヘルプデスク 電話 (0570)021-777 (平日 午前9:00-正午 午後1:00-午後5:30)

E-mail :sys-e-cydeenasphelp.rx@ml.hitachi-systems.com